

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全施設等整備事業（自転車歩行者道設置）					
地区名	一般県道 古場武豊線					
事業箇所	知多郡武豊町平井					
事業のあらまし	<p>本路線は、知多半島東海岸の主要道路である国道247号・臨港道路と西海岸の主要道路である国道247号を結び、知多半島を横断する主要な路線である。また、臨港道路の4車線化及び中部国際空港開港により交通量が増加している路線でもある。</p> <p>本区間の前後区間は既に幅員16mで整備済となっているが、本区間は歩道が未整備となっていたため、歩行者や自転車と自動車の通行が錯綜し、非常に危険な状態となっていた。このため、自転車歩行者道を整備することにより、歩行者等の安全を図った。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】 歩行者・自転車交通の安全性の向上</p> <p>【副次目標】 なし</p>					
事業費	事業費		内訳			
	3.3億円		■工事費1.5億円、■用補費1.8億円、□その他0.0億円			
事業期間	採択年度	平成16年度	着工年度	平成16年度	完成年度	平成23年度
事業内容	自転車歩行者道設置 L=380m					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】 自転車歩行者道が設置され、歩行者・自転車の安全性が向上した。 平成23年から26年において、歩行者、自転車に係る死傷事故は発生していない。</p> <p>【達成状況に対する評価】 歩行者、自転車に係る死傷事故が発生していないことから、目標は達成された。</p>				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】 なし</p> <p>【達成状況に対する評価】 なし</p>				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	初期の事業目標を達成し、改善効果を発揮していることから、今後の事業評価の必要はない。					
改善措置の必要性	上記のとおり、初期の事業目標を達成しているため、改善の措置は必要ない。					
同種事業に反映すべき事項	標準的な事業計画、工法、施工プロセスにより施工しているため、同種事業に反映すべき事項は特になし。					